

荒木脳神経外科病院 地域医療情報連携ネットワークシステム利用規定

第1章 総則

(目的)

第1条 荒木脳神経外科病院地域医療情報連携ネットワークシステム(以下、「本システム」という)は、診療情報を患者の同意のもと複数の医療機関等で共有することによって、医療機関等における検査、診断、治療内容、説明内容を適切に活用し、本システムに参加する医療機関等の医療・介護サービスに反映させることで安全で高品質な医療・介護を提供し、地域医療・介護の質の向上を目指すものである。

第2章 運営主体及び利用者について

(運営主体)

第2条 荒木脳神経外科病院(以下、「病院」という。)が本システムの運営にあたる。

- 2 本システム管理者として荒木脳神経外科病院 病院長を置く。
- 3 荒木脳神経外科病院 地域連携室内に運営事務局を設置し、本システムの運営事務にあたる。

(運営事務局の業務)

第3条 運営事務局は、以下の業務を行う。

- (1)利用登録に関する事務連絡および登録作業
- (2)本システム利用者に対する操作説明の実施
- (3)本システムへの患者登録に関する事務連絡および登録作業
- (4)参加医療機関・介護施設等間での本システムの運用に関する調整
- (5)その他、本システム運用管理に関すること

(システム利用者)

第4条 本システム利用者とは、運営事務局に対し加入申請書を提出の上、本規定に定めるID、パスワード等の登録を完了した本システム参加者のことをいう。

(利用者の責務)

第5条 本システム利用者が、本システムを利用するに際しては、著作権法(昭和45年法律第48号)及び個人情報保護条例および法を遵守しなければならない。

- 2 利用者は、診療及び介護行為の目的以外にその情報を利用してはならない。
- 3 利用者は、本システムを通じて入手した診療情報については、適正な利用に努めるとともに、診療および説明目的での利用、閲覧以外は複製・公開・提供してはならない。
- 4 利用者は、情報セキュリティに十分注意し、ID、パスワードを当該医療機関職員などを含め利用者本人以外の者に利用させてはならない。

- 5 利用者は、パスワードを定期的(2ヶ月に1回以上)に変更しなければならない。
- 6 利用者は本システムに接続する端末には、セキュリティーを維持するためにウイルス対策ソフトを導入し、常に最新のウイルス定義に更新しなければならない。

(利用できる機能)

第6条 本システムで利用できる機能は、次のとおりとする。

- (1) 診療情報閲覧(地域医療連携サービス「ID-Link」)
- (2) 診療・画像検査予約
- (3) 開放病床登録医カルテ記載
- (4) 遠隔読影連携

(利用可能な情報および範囲)

第7条 利用可能な診療情報は事前に対象の患者から同意を得ているもののみとする。

- 2 荒木脳神経外科病院または本システム利用者が患者から同意を得ることとする。
- 3 同意を得た患者の診療情報は、患者について本システムに保存されているもの全てを対象とする。
- 4 開放病床登録医カルテ記載においては、共同診療を行う患者が当院へ入院している期間のみ利用可能とする。

(利用時間)

第8条 本システムの利用は、365日常時可能とする。ただし、定期的な保守の場合は利用者に対して荒木脳神経外科病院ホームページ等を通じ、事前に通知をした上で運用を停止する。不定期に必要なとなった保守点検・修理の際は予告なく運用を停止するものとする。さらに、サーバー運用にあたり、定期的に再起動の実施を行うものとし、年4回(原則として1月、4月、7月、10月)の荒木脳神経外科病院輪番日を除く、指定日に実施する。

(機能等の変更等)

第9条 本システムの良好な運用を維持するために必要な際には、本システムに関する機能又は利用時間の変更又は停止を行う。

- 2 前項の規定により変更又は停止するときは、利用者に対し事前にその旨を荒木脳神経外科病院ホームページ等を通じて連絡するものとする。ただし、緊急その他運営事務局が特に理由があると認めるときは、この限りでない。

第3章 ID番号、パスワードなど

(利用者の識別番号の種類)

第10条 利用者の識別番号(以下「ID番号」という。)は、機能毎に以下の通りとする。

- (1) 診療情報閲覧

- ①診療情報閲覧ID (ID-Link ID)
- (2) 診療・画像検査予約
 - ①ネットワーク ユーザー名
- (3) 開放病床登録医カルテ記載
 - ①SSL-VPN ユーザー名
 - ②リモート接続 ユーザー名
 - ③ネットワーク ユーザー名

(ID番号の発行対象)

第11条 診療情報閲覧ID (ID-Link ID) 及びパスワードは、日本電気(株)医療ソリューション事業部 事業推進部が本システム利用者に対し発行する。

- 2 上記以外のID番号及びパスワードは本システム管理者が本システム利用者に対し発行する。

(ID番号及びパスワードの利用者)

第12条 ID番号及びパスワードを利用できる者は、発行を受けた本人のみとする。

(ID番号及びパスワード等の管理等)

第13条 本システム利用者は、ID番号及びパスワード(以下「ID番号等」という。)を適切に管理するとともに、当該ID番号等の利用許可を受けた本人以外に利用させてはならない。

- 2 本システムに登録されるパスワードは、あらかじめ定めた一定期間で更新するものとし、変更されない場合、または一定期間利用がない場合は、機能を一時停止できるものとする。
- 3 本システム利用者が所属する登録医療機関の長は、所属する本システム利用者が本規則の利用者に該当しなくなったときは、その管理責任をもって、すみやかにID番号等の取り消しを申請しなければならない。

第4章 入会金、会費

第14条 本システムは、参加申し込みを受理された場合は、利用に当たり、入会金及び会費は無償(遠隔読影連携は除く)とする。但し、本システム利用による閲覧等の利用にかかるインターネット回線の敷設または維持に係る月額利用料などの回線費用及びパソコン機器、ウイルスソフトウェアなどの、購入、ウイルスソフトウェアの利用ライセンス料はシステム利用者側で負担するものとする。

第5章 退会

第15条 本システム利用者は退会届を運営事務局に提出して、任意に退会することが出来る。

第6章 機能の登録・削除

第16条 本システム利用について次の各号に該当する場合、利用権限を削除するものとする。

- 1 本システム利用に当たり、知り得た情報の不正と考えられる利用が認められる場合また、そのおそれがあると判断されるとき。
- 2 法令等の各条項に違反したとき。

第7章 その他事項

(協議事項)

第17条 本システム利用者及び病院は、本規定に定めのない事項又は本規定に定めた事項に関して疑義が生じた時は、関係諸法令の定めによるほか、誠意をもって協議し、その解決を図るものとする。

附則 本規定は、平成24年4月1日より実施する。

改定：平成29年8月17日